

世羅町特産品開発業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、世羅町特産品開発プロジェクト業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により実施し、提案業者の業務遂行に関しての知見、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するためのものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

世羅町特産品開発業務

(2) 業務内容

「世羅町特産品開発業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和 11 年 3 月 30 日まで

3 予算上限額

25,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

うち、令和 8 年度支払上限額 10,000,000 円、令和 9 年度支払上限額 8,000,000 円、令和 10 年度支払上限額 7,000,000 円

※本業務は、内閣府「地域未来交付金」を活用した業務である。

※本要領記載の予算上限額は、地域未来交付金実施計画変更申請を予定している金額である。

※予定価格については、世羅町特産品開発業務仕様書 4 業務内容に朱書きで記載している事項を除き算定する。

4 スケジュール

スケジュールはつぎのとおりとする。

実施要領の公開提示	令和 8 年 8 月 31 日（月）から 令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで
質問書提出期限	令和 8 年 9 月 14 日（月）午後 3 時まで
質問書の回答	令和 8 年 9 月 16 日（水）午後 5 時まで
参加意向表明書及び誓約書	令和 8 年 9 月 18 日（金）午後 5 時まで
企画提案書等提出期限	令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで
審査（プレゼンテーション）通知	令和 8 年 9 月 30 日（水）
審査（プレゼンテーション）	令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 予定
審査（プレゼンテーション）予備日	令和 8 年 10 月 13 日（火）午後 予定
審査結果通知	選定後一週間以内に文書にて通知

5 参加資格

企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとし、共同企業体（JV）の参加も認めることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。
- (2) 世羅町の令和 8・9 年度物品役務業務等入札参加資格者名簿の「役務・その他」に登録されたものであること。もしくは入札参加資格審査申請し 9 月 18 日までに登録されること。なお、共同企業体（JV）である場合は構成員の 1 者以上が満たしていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく再生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定があった場合を除く。）。
- (4) 世羅町暴力団排除条例に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から契約締結日までの期間に、法令に基づく営業停止処分及び町の指名除外を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

6 関連図書の閲覧

(1) 閲覧期間

令和 8 年 8 月 31 日（月）から令和 8 年 9 月 25 日（金）午後 5 時まで

(2) 閲覧方法

世羅町ホームページに掲載しているデータのダウンロードによる。

(3) 説明会

実施しない

(4) 閲覧資料

- ①世羅町特産品開発業務公募型プロポーザル実施要領
- ②世羅町特産品開発業務仕様書
- ③（様式 1）参加意向表明書及び誓約書
- ④（様式 2）質問書
- ⑤（様式 3）プロポーザル企画提案書提出届
- ⑥（様式 4）会社概要
- ⑦（様式 5）主担当者等の経歴
- ⑧（様式 6）見積書
- ⑨（様式 7）共同企業体結成届
- ⑩（様式 8）世羅町特産品開発業務における共同企業体協定書（作成例）

7 参加意向表明書の提出

(1) 提出書類

参加意向表明書及び誓約書（様式1）

(2) 提出期限・方法

令和8年9月18日（金）午後5時【必着】までに、本書に示す「15 書類等提出及び問合せ先」に持参、郵送、電子メールによる送信により提出すること。郵送、電子メールで提出した場合は、最終日までに電話で受付状況の確認を行うこと。なお、提出期限までに到着しない参加意向表明書は受け付けない。

※持参の場合、受付時間は、平日午前8時30分から午後5時までとする。

8 質問及び回答

(1) 提出方法

質問がある場合は、質問書（様式2）に質問事項を個条書きで記載し、本書に示す「15 書類等提出及び問合せ先」に電子メールで送信すること。

なお、受信した旨を電子メールで送信するが、返信がない場合は電話で確認を行うこと。

(2) 提出期限

令和8年9月14日（月）午後3時までに必着

(3) 回答方法

質問に対する回答は9月16日（水）までにホームページで全ての参加意向表明書及び誓約書の提出者に配信する。

9 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

①プロポーザル企画提案書提出届（様式3）

②会社等の概要（業務実績）（様式4号）

③主担当者等の経歴（様式5）

④企画提案書

A4判縦片面12枚まで。横書きで文字の大きさは10ポイント以上とし、記載内容は以下の項目を記載すること。※様式は任意

■特産品開発業務における基本姿勢

■世羅高校連携に関する提案

■特産品開発に関する提案

■住民交流機会の創出事業に関する提案

■業務スケジュール3カ年分（業務スケジュール表についてはA3可とする）

※世羅町特産品開発業務仕様書4業務内容に記載しているすべての事項について、提案・企画すること。

⑤見積書（様式6）

- ・消費税及び地方消費税相当額を含む金額とすること。
- ・参考として、業務ごとの見積内訳（任意様式）を添付すること。なお、見積書及び見積内訳書には令和8年度実施業務と令和9年度実施業務・令和10年度実施業務の区別がつくよう記入等すること。

※ただし本要領12条の予定価格については、世羅町特産品開発業務仕様書4業務内容に朱書きで記載している事項を除き算定する。

⑥共同企業体結成届等（様式7、様式8）

- ※共同企業体で応募資格確認申請書を提出する場合に限る。応募資格確認申請書の提出時において協定の締結がなされていない場合、提案書の提出時までには協定を締結し、共同企業体締結届等を添付すること。

(2) 提出部数

- ・提出書類はフラットファイル（A4判）に左綴じ。各7部
 - ※提出書類にページ番号を付すること。
 - ※フラットファイル表紙に業務名と事業者名（会社名）を記入のこと。

(3) 提出期限・方法

令和8年9月25日（金）午後5時【必着】までに本書に示す「15 書類等提出及び問合せ先」に持参又は郵送に提出すること。持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までを受付時間とする。

(4) 企画提案書の提出を辞退する場合

参加表明後に、企画提案書の提出を辞退する場合、書面によりその旨を記載し提出すること。 ※様式は任意で、提出期限・方法は前記（3）による。

10 選定方法

提出された企画提案書等について「世羅町特産品開発業務公募型プロポーザル審査委員会」において次のとおり審査を行い、最も優れている提案者を優先契約権者として選定し、契約締結に向けた手続を行う。なお、提案者が3者を超えた場合は、第一次審査（書面審査）により第二次審査（プレゼンテーション）の参加者として3者を選定する。

第一次審査（書面審査）

審査結果通知 令和8年9月30日（水）までにメールにて企画提案書提出者へ通知する。

評価基準 世羅町特産品開発業務公募型プロポーザル評価基準のうち、「プレゼンテーション」により評価を行う。

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) 実施日

令和8年10月6日（火）午後（予定）

(2) 実施場所

世羅町役場 本庁舎2階 第2会議室 控室は本庁舎2階 第3会議室

(3) 予備日

気象警報等の発令によりプレゼンテーション及びヒアリングが実施できないことが見込まれる場合は予備日の10月13日（火）に変更する。この場合は、10月5日（月）の午後5時までに参加者すべてに連絡する。

(4) 実施方法

- ①プレゼンテーションの順番は企画提案書の提出順とする。
- ②提案者からのプレゼンテーションは20分以内とし、質疑応答は10分以内とする。
- ③出席者は3名以内とし、説明者は、原則として本業務を実施する際の主担当者にあたる者とする。
- ④プレゼンテーションは企画提案書に基づいた内容とし、追加の資料等は認めない。
- ⑤プロジェクターを使用する場合、パソコンを持参のこと。スクリーン、プロジェクター、コネクタ（HDMI）は貸与する。使用する場合は事前に申し出ること。
- ⑥提出された企画提案書及びプレゼンテーション等審査の内容については、非公開とする。
- ⑦優先契約権者は、選考基準に基づく合計点が最も高い事業者を選定する。なお、同点の場合は、選考委員の多数決により選定する。ただし、全ての参加者の企画提案内容が仕様書の水準を満足していないと審査委員会が判断したときは、優先契約権者を選定しない。
- ⑧優先契約権者は、選考基準に基づく合計点が最も高い事業者を選定する。なお、同点の場合は、選考委員の多数決により選定する。ただし、全ての参加者の企画提案内容が仕様書の水準を満足していないと審査委員会が判断したときは、優先契約権者を選定しない。
- ⑨選定結果（優先契約権者名及び次点者名）については、参加者すべてに通知する。

12 契約手続

予定価格の範囲内において、受託候補者と随意契約を行うものとし、契約においては、世羅町財務規則第74条の規定により、契約保証金を納めなければならない。

13 失格事項

提案者が参加意向表明書を提出した日から契約締結日までに次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たしていないとき。

- (2) 実施要領及び仕様書に示された条件に適合しないとき。
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があることが発覚したとき。
- (4) 審査の公平性を害する行為があったと認められるとき。

14 その他

- (1) 企画提案に関する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案に関する資料は、返却しない。
- (3) 提出書類は、本業務に係る事務手続以外の目的で、提出者に無断で使用しないこととする。
- (4) 企画提案書類等の追加、修正及び差し替えは一切認めない。ただし、審査に必要と認められる場合は、世羅町から資料の追加提出を求めることができる。
- (5) 企画提案書に記載した担当者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休・死亡・退職等のやむを得ない事情があるときは、世羅町了解を得たうえで、同等以上の者に変更することができる。

15 書類等提出及び問合せ先

世羅町商工観光課観光振興係 担当：上中谷、亀迫

〒722-1192

広島県世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1

電話：0847-22-3216

メールアドレス：skk@town.sera.hiroshima.jp

世羅町特産品開発業務公募型プロポーザル評価基準

評価項目、評価の着目点、配点は以下のとおりとする。

評価項目		評価の着目点	配点
業務実績・業務体制	事業者の実績	過去5か年（令和3年度～令和7年度）に自治体での商品開発業務その他類似業務等での業務実績を評価する。	5
	配置予定の担当者の経験	過去5か年（令和3年度～令和7年度）に自治体での商品開発業務その他類似業務等での業務実績を評価する。	5
	専門的知見	食品衛生法、食品表示などの法的知識や、流通経路や製造に関する知見を十分に有しているか。	5
	業務推進体制	業務を適切かつ確実に実施できる経営基盤、実施能力を有し、町や町内事業者等と円滑・迅速に連絡調整できる体制が整っているか。事業提案とスケジュールが整合しているか。	5
	小計		20
企画提案内容	地域の現状把握	地域の魅力や既存の特産品、世羅町の課題（原材料の確保・認知度不足など）を正しく理解しているか。	5
	業務目的の理解・方針	商品を作るだけでなく、地域の活性化や町外からの集客拡大、世羅のブランド力向上といった本質を理解し、一貫した方針を持っているか。	10
	開発コンセプト	ターゲット層が明確でストーリー性のある魅力的な開発コンセプトが提示されているか。	5
	商品力	デザイン、味、パッケージ、価格帯、保存性など「売れる」視点が組み込まれているか。	5
	プロモーション	試食会や販売会の開催、SNS活用、メディア露出など、開発後の具体的な販売戦略・PR手法が現実的かつ効果的なものか。	10
	高校連携	商品開発のロジックを高校生が体系的に学べる場を提供、高校生アイデアコンテストの開催等の実施の内容適切か。	5
		高校連携は年間スケジュールに配慮した無理のない計画になっているか。	5
	有識者・デザイナー等の選定	仕様書に定める特産品開発に適した有識者を手配できるか。デザイナーは特産品開発に関連する実績を有しているか。	5

	テストマーケティング	テストマーケティング後のアフターフォローの体制等は適切なものとなっているか。	5
	事業費の妥当性	業務量に対して適切な価格設定でるか。	5
	小計		60
プレゼンテーション	表現力	説明が分かりやすく、説得力があるか	10
	コミュニケーション	質疑等誠実に対応しているか。また、専門用語ばかりでなく話しやすさ・聞きやすさがあったか。	10
	熱意	ありきたりな説明・提案でないか。ネットでの情報集だけでなく先進地や世羅町の視察を行うなど本業務への情熱や意欲が感じられるか。	10
	リカバリー能力	最悪の事態（売れず在庫抱えるなど）も想定し、方向転換プランも考えてあるか。	10
	小計		40
	合計		120

採点基準表

高評価	やや高評価	普通	やや低評価	低評価
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1
5	4	3	2	1